静岡市報

第89号
静岡市葵区追手町５番１号
発　行　所　　静岡市役所
編集兼発行人　静岡市長
発　行　日　　令和８年11月１日

目　　次

条　　例

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例を廃止する条例　……４

規　　則

静岡市葵区広報キャラクターの選定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則　……６

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則　……８

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部改正　……12

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部改正規程　……16

告　　示

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第７条第２項及び第８条第２項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正　……20

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正　……22

静岡市会計規則第96条第２項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正　……23

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇　(仮称)静岡市海洋･地球総合ミュージアム条例を廃止する条例（令和８年静岡市条例第65号）

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアムの合意解除契約の締結に伴い、本条例を廃止することとした。

条　　例

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例を廃止する条例をここに公布する。

令和８年９月15日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市条例第65号

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例を廃止する条例

（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例（令和５年静岡市条例第５号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　　則

静岡市規則第94号

静岡市葵区広報キャラクターの選定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和８年９月25日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市葵区広報キャラクターの選定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

（趣旨）

第１条　この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第２条第４項の規定に基づき、葵区の広報に使用するキャラクター（以下「葵区広報キャラクター」という。）の選定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

（名称）

第２条　附属機関の名称は、静岡市葵区広報キャラクター選定委員会とする。

（所掌事務）

第３条　附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）応募があった葵区広報キャラクターのデザイン及び名称の案について審査すること。

（２）葵区広報キャラクターのデザイン及び名称の候補を選定し、市長に意見を述べること。

（組織）

第４条　附属機関は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）葵区の区域内の町内会及び自治会の代表者

（２）広報に関し優れた識見を有する者

（３）デザイン、芸術等に関し優れた識見を有する者

（４）市職員

（委員の任期等）

第５条　委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から令和９年３月31日までとする。

２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第６条　附属機関に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

４　委員長は、附属機関の会議の議長となる。

５　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　附属機関の会議は、委員長が招集する。

２　附属機関は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第95号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和８年９月30日

静岡市長　難　波　喬　司

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書（様式第７号）」を「国民健康保険食事療養費標準負担額減額差額支給申請書」に改め、同条第２項中「国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給（不支給）決定通知書（様式第８号）」を「療養費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第７条第１項中「（様式第９号）」を削り、同条第２項中「国民健康保険療養費支給（不支給）決定通知書（様式第10号）」を「療養費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第９条の見出し中「請求」を「支給手続」に改め、同条第１項中「国民健康保険出産育児一時金請求書（様式第12号）」を「国民健康保険出産育児一時金支給申請書」に改め、同条第７項中「第３項」を「第４項」に、「請求」を「申請」に、「出産育児一時金等代理受領支給決定通知書（様式第12号の３）」を「出産育児一時金支給決定通知書（直接支払）」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「第３項」を「第４項」に、「請求」を「申請」に、「出産育児一時金等代理受領支給（不支給）決定通知書（様式第12号の３）」を「出産育児一時金支給（不支給）決定通知書（直接支払）」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「請求」を「申請」に改め、同項を同条第６項とし、同条中第４項を第５項とし、同条第３項中「（様式第12号の２）」を削り、「市長に請求」を「市長に申請」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「請求」を「申請」に、「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査決定し、出産育児一時金支給（不支給）決定通知書により出産育児一時金受給権者に対して通知するものとする。

第10条の見出し中「請求」を「支給手続」に改め、同条中「国民健康保険葬祭費請求書（様式第13号）」を「国民健康保険葬祭費支給申請書」に改め、同条に次の１項を加える。

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査決定し、葬祭費支給（不支給）決

定通知書により申請者に通知する。

第11条第２項中「(様式第15号)」を削り、同条第３項中「国民健康保険高額療養費支給（不支給）決定通知書（様式第15号の２)」を「高額療養費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第11条の２第１項中「次に掲げるもの」を「保険料を滞納している者が属する世帯」に改め、「前条第２項の規定にかかわらず、国民健康保険高額療養費支給申請書（自動償還）（様式第15号の２の２）を市長に提出する」を「国民健康保険高額療養費支給申請書に申請手続の簡素化を希望する旨を記載して市長に提出することで、申請の対象となる月以降に発生する高額療養費の支給申請を省略できる」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「国民健康保険高額療養費支給（不支給）決定通知書」を「高額療養費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第11条の２の２第１項中「(様式第15号の２の２の２)」を削り、同条第３項中「静岡市国民健康保険高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書（様式第15号の２の２の３)」を「国民健康保険高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書」に改め、同条第４項中「国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給（不支給）決定通知書（様式第15号の２の３)」を「高額療養費（外来年間合算）支給（不支給）決定通知書」に改める。

第11条の３第１項中「(様式第15号の２の４)」を削り、同条第３項中「静岡市国民健康保険自己負担額証明書(様式第15号の３)」を「国民健康保険高額介護合算療養費自己負担額証明書」に改め、同条第４項中「(様式第15号の４)」を削る。

第14条第１項中「食事療養標準負担額の減額を申請する場合にあっては」を削り、「国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書」を「国民健康保険食事療養費標準負担額減額差額支給申請書」に改め、「に、生活療養標準負担額の減額を申請する場合にあっては国民健康保険生活療養標準負担額減額差額支給申請書（様式第19号)」を削り、同条第２項中「次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める通知書」を「療養費支給（不支給）決定通知書」に改め、同項各号を削る。

様式第７号及び第８号を次のように改める。

様式第７号及び様式第８号　削除

様式第９号その１（甲）から様式第10号までを次のように改める。

様式第９号その１（甲）から様式第10号まで　削除

様式第12号から様式第13号までを次のように改める。

様式第12号から様式第13号まで　削除

様式第15号から様式第15号の４までを次のように改める。

様式第15号から様式第15号の４まで　削除

様式第19号及び様式第20号を次のように改める。

様式第19号及び様式第20号　削除

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則（以下「新規則」という。）の相当様式により提出された文書とみなす。

３　新規則第11条、第11条の２、第11条の２の２及び第11条の３の規定は、令和８年８月１日以降に給付理由の生じた保険給付の手続等について適用し、同日以前に給付理由の生じた保険給付の手続等については、なお従前の例による。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第19号

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和８年９月15日

静岡市公営企業管理者　遠　藤　正　方

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（平成15年静岡市企業局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第２号中「、定款」を「及び定款」に改め、「及び代表者に係る前号に掲げる書類」を削る。

第５条第１項及び第３項中「下水道排水設備指定工事店証」を「静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店証」に改める。

第12条の見出しを「(営業の廃止等及び異動の届出)」に改める。

第13条第１項を次のように改める。

管理者は、指定工事店から前条第１項の届出書（廃止の場合に限る。）の提出があったときは、その指定を取り消し、同項の届出書（休止の場合に限る。）の提出があったときは、その指定の効力を停止するものとする。

第13条第４項中「解除し」の次に「、又は前条第１項の届出書（再開の場合に限る。）が提出され」を加え、「返還するものとする」を「交付する」に改める。

様式第２号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第３号中「下水道排水設備指定工事店証再交付申請書」を「静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店証再交付申請書」に、「下水道排水設備指定工事店証」を「静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店証」に改める。

様式第５号中

「

添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、下水道排水設備指定工事店証

」を

「

添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、定款の写し（法人のみ）、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店証

」に、

「

添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、定款の写し（法人のみ）、下水道排水設備指定工事店証、下水道排水設備指定工事店規程第３条第２項第１号から第５号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

」を

「

添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、定款の写し（法人のみ）、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店証、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第３条第２項第１号から第５号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

」に、

「

添付書類	住民票記載事項証明書又は登記事項証明書、下水道排水設備指定工事店証

」を

「

添付書類	住民票記載事項証明書又は登記事項証明書、定款の写し（法人のみ）、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店証

に

」

改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現に改正前の静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（以下「旧規程」という。）の様式により提出されている文書は、この規程による改正後の静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（以下「新規程」という。）の相当様式により提出された文書とみなす。

３　この規程の施行の際、現に旧規程の様式により交付されている文書は、新規程の相当様式により交付された文書とみなす。

４　この規程の施行の際、現に旧規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市上下水道局管理規程第20号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和８年９月15日

静岡市公営企業管理者　遠　藤　正　方

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第５条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　管理者は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき、又は次条の規定による指定の停止を解除したときは、速やかに当該指定給水装置工事事業者に事業者証を交付する。

様式第15号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に改正前の静岡市水道事業給水条例等施行規程（以下「旧規程」という。）の様式により交付されている事業者証は、改正後の静岡市水道事業給水条例等施行規程の相当様式により交付された事業者証とみなす。

３　この規程の施行の際、現に旧規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

告　　示

静岡市告示第451号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第７条第２項及び第８条第２項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第２号）の一部を次のように改正する。

令和８年８月７日

静岡市長　難　波　喬　司

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,799円	14,597円
20歳以上25歳未満	6,260円	14,597円
25歳以上30歳未満	6,874円	16,191円
30歳以上35歳未満	7,157円	19,610円
35歳以上40歳未満	7,534円	22,499円
40歳以上45歳未満	7,697円	24,084円
45歳以上50歳未満	8,007円	26,238円
50歳以上55歳未満	7,821円	26,868円
55歳以上60歳未満	7,536円	27,949円
60歳以上65歳未満	6,450円	23,237円
65歳以上70歳未満	4,400円	17,755円
70歳以上	4,400円	14,597円

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第７条第２項及び第８条第２項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第452号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第３号）の一部を次のように改正する。

令和８年８月７日

静岡市長　難　波　喬　司

本則の表中「85,490円」を「90,790円」に「42,700円」を「45,400円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

静岡市告示第521号

静岡市会計規則第96条第２項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第６号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月６日

静岡市長　難　波　喬　司

２　静岡市指定代理金融機関の表中

「

株式会社静岡中央銀行 静岡支店	静岡市葵区常磐町二丁目１番地の５	本店、支店及び出張所
株式会社あいち銀行 静岡支店	静岡市駿河区南町11番１号	本店、支店及び出張所

」を

「

株式会社静岡中央銀行 静岡支店	静岡市葵区常磐町二丁目１番地の５	本店、支店及び出張所

」に

改める。

３　静岡市収納代理金融機関の表中

「

東日本信用漁業協同組合連合会　静岡支店	焼津市本町一丁目７番１号	静岡支店並びに静岡県内の営業店及び出張店

」を

「

東日本信用漁業協同組合連合会　静岡支店	焼津市本町一丁目７番１号	静岡支店並びに静岡県内の営業店及び出張店
株式会社あいち銀行	浜松市中央区池町225番地の８	本店、支店及び出

」に

静岡支店		張所

」

改める。

附　則

この告示は、令和８年10月13日から施行する。